

令和7年度 駐車監視員活動ガイドライン

「駐車監視員」とは、警察署長の委託を受けた法人の下で、地域を巡回し、放置車両の確認や確認標章の取付けなどの仕事を行う人のことで、法律上の資格が必要とされています。（反則告知したり、金銭を徴収したりすることはありません。）本ガイドラインは、駐車監視員の活動方針を定めるものです。

活動方針	駐車監視員は、下記の路線、地域及び時間帯を中心に巡回し、放置車両の確認等を実施します。 なお、警察署長の指示により、必要に応じてその他の場所においても放置車両の確認等を実施します。	
活動路線	◎ 最重点路線	
	路 線 （ 区 間 ）	重点時間帯
	道道琴似停車場線 琴似2条1丁目（鉄工団地通）交差点から 琴似2条7丁目（宮の沢北一条線）交差点までの間及びその周辺	5時～22時
	◎ 重点路線	
	路 線 （ 区 間 ）	重点時間帯
	二十四軒手稲通 琴似4条5丁目（長栄新橋）から 北5条西24丁目交差点までの間及びその周辺	5時～22時
	桑園発寒通 琴似4条2丁目（清水橋）から 二十四軒1条2丁目（環状通）交差点までの間及びその周辺	5時～22時
	道道宮の沢北一条線 山の手6条1丁目（発寒橋）交差点から 北1条西20丁目（西20丁目通）交差点までの間及びその周辺	5時～22時
	◎ 最重点地域	
	地 域	重点時間帯
	JR琴似駅・地下鉄琴似駅 琴似全域	5時～22時
	地下鉄西28丁目駅 宮ヶ丘1丁目から宮ヶ丘3丁目まで 北1条から北2条までの西24丁目から西28丁目まで 北3条から北4条までの西24丁目から西30丁目まで 及びその周辺	5時～22時

活動地域

◎ 重点地域

地 域	重点時間帯
山の手地区 山の手全域	5時～22時
二十四軒地区 二十四軒全域	5時～22時
宮の森地区 宮の森全域	5時～22時
中央区(北)地区 大通西20丁目から大通西28丁目まで、 北1条から北14条までの西20丁目通以西まで及びその周辺 (ただし、北3条から北10条の西20丁目から西22丁目まで 北11条西20丁目を除く)	5時～22時
中央区(南)地区 南1条から南9条までの西20丁目通以西まで及びその周辺	5時～22時
西野地区 西野1条から西野3条までの 1丁目から9丁目まで及びその周辺	5時～22時
西町地区 西町全域	5時～22時
発寒地区 発寒1条から発寒13条までの西野屯田通以東及びその周辺	5時～22時
八軒地区 八軒1条(西・東)から八軒5条(西・東)まで及びその周辺	5時～22時
地下鉄宮の沢駅 発寒6条10丁目から12丁目まで、宮の沢1条1丁目から3丁目まで及びその周辺	5時～22時

札幌方面西警察署